

虐待防止に関する指針

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方

当事業所では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待防止法の理念に基づき、高齢者および障害者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為をいずれも行いません。

＜虐待に該当する行為＞

身体的虐待	身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の 放棄・放任	衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	わいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会について

- 1) 虐待発生防止に努める観点から稲沢市訪問看護ステーション会が設置する虐待防止委員会において虐待防止について定期的に検討します。
- 2) 管理者が虐待防止責任者を任命し、任期は1年とし、再任は妨げません。
- 3) 会議の実施に当たってはオンライン会議システムを用いる場合があります。
- 4) 議題は虐待防止委員会会長が提示し、必要に応じ委員からも提出します。具体的には次のような内容を協議します。

＜協議内容＞

- ・虐待防止委員会の組織に関すること。
- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- 1) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するのと同時に、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。
- 2) 研修は、年に 1 回以上実施します。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針

- 1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- 2) 虐待が疑われる場合、事実確認チェックシートを用い該当項目を確認します。
- 3) 緊急性の高い事案が発生した場合には、市町村及び警察等の協力を求め、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。
- 4) 虐待発生時の対応等は市民病院のマニュアルに準じます。

5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- 1) 利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応します。相談窓口は虐待防止担当者としします。
- 2) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。

6. 虐待等に係る苦情解決法

- 1) 虐待等の苦情相談を受けた職員は、虐待防止担当者に内容を報告、担当者は管理者に報告します。
- 2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- 3) 対応の結果は相談者に報告します。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

8. 当指針の閲覧

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

9. 当指針の閲覧

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

<事実確認チェックシート>

	確認項目	詳細
表情・ 態度	おおびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる
	無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応
	態度の変化	家族のいる場面居ない場面で態度が異なる、投げやりな態度 急な態度の変化
適切 な 支 援	適切な医療の受診	家族が受診を拒否、受診をすすめても行った気配がない
	適切な服薬管理	処方されていない薬を服用、適切に薬を服用していない
	入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し
	適切な介護等サービス	必要であるが未使用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が 極端に不足、援助を受けたがらない、新たなサービスの拒否
	費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をため らう
養 護 者 の 態 度 等	支援者の発言	「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の 訴えがある
	保護の訴え	虐待者が対象者の保護を求めている、
	暴力・脅し等	刃物、ビンなど凶器を使った暴力や脅しがある
	対象者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的
	対象者への発言	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、 コミュニケーションをとろうとしない
	支援者に対する態度	援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的 専門家に責任転嫁
	精神状態・判断能力	虐待者の精神的不安定、判断力低下、非現実的な認識

	確認項目	詳細
身体 の 状態 ・ けが等	外傷等	頭部外傷（血種、骨折等）、腹部外傷、褥瘡、身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕、腫脹、
	全身状態・意識レベル	全身衰弱、意識混濁
	脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状
	栄養状態等	栄養失調、低栄養、低血糖の疑い、急な体重減少、やせすぎ 低血糖
	生殖器	傷、出血、痒みの訴え
生活 の 状況	衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、ぬれたままの下着、汚れたままのシーツ
	身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、伸び放題の爪
	適切な食事	菓子パンのみの食事、よそでガツガツ食べる、拒食や過食
	適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、
	行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外と話せない 長時間家の外に出されている
	不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べるものに困っている 年金通帳・預金通帳がない
	住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、冷暖房の欠如
話 の 内 容	恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言
	保護の訴え	「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べてない」「家にいたくない」「帰りたくない」などの発言
	強い自殺念慮	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す
	あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする
	金銭の訴え	「お金を取られた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言
	性的事柄の訴え	「生殖器の写真を撮られた」などの発言
	話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容の変化

本指針は、2025 年 10 月 1 日より施行